

入札関連の注意点について

令和4年11月21日

太田土木事務所

1 総合評価落札方式について

(1) 評価項目－企業関係の「優良工事の受賞」について

対象となるのは企業の受賞実績だけとなります。技術者の表彰状を添付した場合、評価点はゼロとなりますのでご注意ください。

(2) 評価項目－企業関係の「工事成績評定」及び、評価項目－技術者関係の「工事成績評定」について

群馬県企業局発注の工事は評定の対象となりません。

また、工事の種別や工事年度が対象外の案件を記載された場合も、評定の対象となりませんのでご注意ください。

(3) 工事評定点一覧の提供について

工事評定点が不明な場合、公文書提供制度を利用して評定点の一覧表を提供することができますので、総務係へご相談下さい。提供には数日かかりますので、お早めにご相談お願いします。

なお、この一覧表上の評定点は、小数点以下第1位まで記載されているので、総合評価資料作成時に使用する場合はそれぞれの評価点を四捨五入して下さい。

(4) 工事評定点の算出について

それぞれの工事の評定点は、整数となります（上記方法にて提供する資料は、小数点以下第1位まで記載されているので、四捨五入して下さい）。この整数の評定点を足し上げ、平均点を算出します。

提出された資料の評価点に誤りがあった場合でも、こちらで正しい数値に修正することはできませんので、ご注意ください。

2 一般競争入札（専任技術者要件あり）について

同日程で複数件一般競争入札（専任技術者要件あり）がある場合、申請書上の技術者が重複しないようにして頂く必要があります。

別日程の場合、申請済み（開札前）の技術者を指定して頂いても構いませんが、同一の技術者の配置を予定する他の工事を落札したときは、電子入札システムにより入札辞退届を提出して頂く必要があります（入札公告にも記載しています。）。